

# 情報あら

## 下水道課からのお知らせ

市は、平成13年度から鶴別地区の下水道工事を実施しています。

8月下旬から12月中旬までの間、国道36号と美園町方面を結ぶ幹線道路で下水道工事を行います。



工事は、基本的に朝の通勤・通学時と夜間を除いた時間帯で行います。が、作業中は部分的な車両の片側交互通行規制が伴います。みなさんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。また、お気付きの点がありましたら、ご連絡ください。

▼問い合わせ 下水道課

(☎ ⑨ 0 5 2)

## 平成14年度 観光ボランティアガイド 養成講座受講生募集

登別市観光ボランティア推進協議会は、登別市を訪れた方を温かくもてなすため、観光ボランティアガイド

イド養成講座を開催します。

期間 9月上旬から11月中旬

場所 市民会館ほか

内容 登別の歴史、名所、植物などの学習や体験実習

定員 20人（申込順）

受講料 無料

申し込み 8月16日(金)から23日(金)までに電話で登別市観光ボランティア推進協議会事務局（観光課

内☎ ⑧ 4 2 0 1 8)

新規登録登別商工会議所は、11月24日(日)に新しい検定試験として福祉住環境コードマイスター検定試験を実施します。

この検定試験は、高齢者や障害を持つ方の福祉・保健面と住宅改修・福利用具といった各種の知識を持ち、利用者に最適な住環境を提供する人材の必要性を補う試験です。

▼主な仕事 バリアフリー住宅の新築・リフォームなどのコーディネート、福祉・保健サービスなどのアドバイスや情報提供など

▼受付期間 9月2日(月)～10月11日(金)

▼受験料 2級 6千300円  
3級 4千200円

※なお、登別商工会議所でテキストを販売しています（2級：3千90円、3級：1千890円）。

▼問い合わせ 登別商工会議所

(☎ ⑩ 4 1 1 1)

## 介護保険 Q&A

介護保険制度の仕組み

問い合わせ

介護保険課  
FAX ⑧ 5 7 2 0 3 2 9 3

Q 介護が必要となつた方が、介護保険で要介護認定（要支援・要介護）された場合、住宅改修費の支給が受けられると聞きましたが、どのようにしたらよいのでしょうか。

◆対象となる住宅改修の種類

①手すり取り付け  
②段差の解消  
③滑りの防止と移動の円滑化のための、床または通路路面の材料の変更

A 住宅改修費の支給は、要支援・要介護の状態になつた方（施設入所者、入院者は除く）が、自宅で、より安全な生活が確保できるようにするため、住宅設備などの改修をし、より移動しやすく、暮らしやすい環境にする目的としています。

支給限度額は20万円で、かかった費用の1割が自己負担額（20万円の場合、自己負担2万円、18万円支給）となっています。

住宅改修費は、改修が終了し業者への支払いが済んだ後に、市介護保険課へ申請してもらう

◆支給申請に必要な書類等

- ①介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書
- ②ケアマネジャーが記載した「住宅改修が必要な理由書」
- ③住宅改修費用の領収証
- ④住宅改修の「工事内訳書」
- ⑤工事種類ごとの「改修前」と「改修後」の写真（撮影日がわかるもの）
- ⑥住宅改修をする被保険者と住宅の所有者が異なる場合は、改修についての所有者の「承諾書」

このため、改修をする場合は、改修前に担当ケアマネジャー（介護支援専門員）や市介護保険課

へ相談し、十分知識を得たうえで工事にかかるようお勧めします。

このため、改修する場合は、改修についての所有者の「承諾書」